

10/22

相続分譲渡は贈与

最高裁初判断 遺留分請求認める

遺産の受け取り割合（相続分）を親から生前に譲渡された子と、譲渡されなかった他の子との間で遺産の取り分が争われた2件の訴訟の上告審判決が最高裁第2小法廷（鬼丸かおる裁判長）であった。同小法廷は、相続分の譲渡は贈与にあたることの初判断を示した。判決は19日付。

遺産相続では、亡くなった人の遺言などにかかわらず、配偶者や子供に最低限の取り分を保障する「遺留分」という仕組みがある。生前に贈与した財産も遺留分の計算対象。相続分の譲渡が贈与にあたるとした今回の判断により、譲渡されなかった子にも最低限の取り分が保障される可能性が

広がる。今回のケースでは、亡父の遺産に対する相続分を母親が子に無償で譲渡。母親の死後、譲渡された子に対し、他の子が遺留分に相当する財産を渡すよう求めていた。訴訟では、不動産や現金などの具体的な財産ではなく、受け取る遺産の割合を示す相続分を譲渡する

ことが贈与にあたるかどうか争点となった。第2小法廷は判決理由で、相続分に財産的な価値がない場合を除けば、譲渡によって経済的な利益が移転したことになる

と指摘。遺産を相続する人の間での無償譲渡は贈与にあたるとした。1件の訴訟については、贈与に当たらないとした二審判決を破棄し、審理を東京高裁に差し戻した。